

## 事由発生証明書兼請求書

日常的なたすけあい **消費材の預かり・注文書提出用**

- エッコロ共済は組合員間のたすけあいを目的としています。
- 日常的なたすけあいは、お互いがエコロ共済に加入している場合に申請できます。
- 消費材の預かりは、留守置きが前提となっているので、当日の預かりは申請できません。配達翌日以降までの預かりや配達前日までに注文書提出を依頼した場合に限ります。
- 長期間預かりが続く場合は、配達担当に問合せする場合があります。大型グループは対象から外れます。
- **制度の詳細については、エコロ共済ガイドブックをお読みください。**
- ケア金は、依頼を受けた組合員の共同購入代金と相殺します。(審査のため2カ)
- **ケア金 預かり 1回 300円 注文書提出 1回 100円**
- 申請限度額は、年度上限 12,000円です。
- 月前後かかります。)
- 申請金額は、エコロ共済に加入している組合員の掛け金(100円/月・年間1200円)から充当されます。

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

太線の中は必ず記入してください。記入もれは受理できない場合があります。

依頼者氏名	地区	組合員コード	配達曜日・担当
<b>申請事由事項</b>			
申請日	年 月 日 ( )		
発生日時	年 月 日 ( )		
ケアをした組合員の氏名と 組合員コード	さん		
申請理由			

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者
審査結果	受理 返送	月 日